

第3回 IFRS17号勉強会質疑応答

2023年1月20日

ライフネット生命保険株式会社

第3回 IFRS17号勉強会における質疑応答の概要を公表します。

<開催概要>

開催日時:2023年1月20日(金曜日)午前11時00分

回答者:代表取締役社長 森 亮介

経営企画部エグゼクティブエキスパート 逆井 幹則

Q IFRSのPLの金融損益は、日本基準と類似の結果になるのか。

(逆井) [資料6ページ](#)に記載のとおり、金融損益は、投資収益と保険金融費用で構成される。投資収益に関しては、通常の確定利付き資産の利配収入が計上され、これは基本的には日本基準と類似のものになる。一方、投資信託や株式等はIFRSにおいて公正価値で評価され、基本的にその変動額が損益となることから、その部分のボラティリティは高まる。

また、保険金融費用は保険負債に係る利息であるが、ご説明のとおり、当社においては、将来CF現価、リスク調整、CSMが大きなマイナスと大きなプラスによって相殺され、219億円の保険契約資産になる。保険負債の利息としてもマイナスとプラスが相殺される関係になっており、ネットでは大きな金額にならない。結果として、公正価値のボラティリティによる変動が日本基準との大きな違いとして出てくることになるため、必ずしも類似の結果にはならない。

Q 保険金融費用の保険負債に係る利息とはどのように計算されるのか。

(逆井) 保険負債の割引率であり、リスクフリーレートのイールドカーブに基づいて、若干の非流動性プレミアムが加えられた利率を基に設定される。

Q その他損益にはどのような損益が計上されるのか。

(逆井) [資料6ページ](#)に記載のとおり、その他損益は、保険サービスに直接関連しない費用、保険事業以外の損益等である。

保険サービスに直接関連しない費用とは、具体的には資産運用にかかわる費用や教育訓練費、あるいは販売開始前の商品開発のコストなど、お客さまに対する保険サービスに直接的に関連しない、履行キャッシュフロー外費用とされる費用である。保険事業以外の損益は、子会社等の損益等が該当し、当社においては、保険代理業等を営む子会社ライフネットみらい社の損益等が入ることになる。

- Q [資料 15 ページ](#)の IFRS の資本と税引後 CSM を加えた金額が、EV より大きい要因は何か。
- (逆井) 両計算のアプローチの違いによる。一つは、IFRS におけるリスク調整と EV におけるヘッジ不能リスクの計算の方法、また計算の対象自体も異なり、両者が一致することにはならない。加えて、CSM の計算には、先ほど触れた履行キャッシュフロー外費用が負担されないのに対し、EV は全体の費用を賦課させて計算するという点の違いもある。
- Q [資料 10 ページ](#)の新契約 CSM と EV の新契約価値、IFRS 前提変更等による調整額と EV の前提変更等による影響を比較すると、それぞれ IFRS の金額が大きい要因は税費用の差によるものか。
- (逆井) 税費用の差が最も大きい。そのほか、リスク調整等の違いや、履行キャッシュフロー外費用の取扱いの違いなどが両者の差に影響している。しかしながら、おおむね同じ方向感が出ていることはご確認いただけたと考える。
- Q IFRS の前提条件変更の頻度は EV と同じく半期ごととなり、前提変更の上半期の影響も出てくるのか。
- (逆井) どのくらいの頻度で前提を変更するかについては特に基準で指定されていない。当社は実務慣行として、従来より半年ごとに EV の前提変更をしている。ベストエスティメイトを使うという観点では、EV と異なる前提を使うことは合理的ではないと考えており、現状では半期に 1 度、前提変更を行う想定でいる。したがって、前提変更による調整の影響も、上半期と年間と年 2 回出てくることになる。
- Q [資料 8 ページ](#)の 2021 年度の保険サービス損益の結果(72 億円)を踏まえると、税引後は約 50 億円の利益水準がベースになると考えてよいか。また、金融損益とその他損益は、公正価値評価のインパクトがないと仮定すると、基本的にはプラスの貢献となると考えてよいか。
- (逆井) 当期利益の水準については、遡及計算を行っておらず、また業績予想に関連する事項ともなるため、この場でのコメントは差し控えたい。しかしながら、従来のご説明のとおり、当社の税引前利益の太宗は保険サービス損益であること、また先ほどご説明した金融損益やその他損益の性質を勘案し、加えて現状、EV において 28%の実効税率で計算している法人税等費用等を勘案した中での水準感になるとも考える。
- 金融損益について、仮に金融資産の公正価値評価のインパクトがないとすると、プラスの貢献になるかという点は、いわゆる利配収入と保険金融費用のネットがどうかということになる。先ほど、保険金融費用がほぼマイナスとプラスでネットされて、小さい金額になることを説明したが、安定的な利配収入が確保されている前提では金融損益としてはプラスになると見てよいと考える。その他損益については、履行キャッシュフロー外費用が中心となるためマイナスの貢献となる。その差し引きで金融損益とその他損益をあわせた金額がプラスとなるかマイナスとなるかは状況によって変わるため何とも申し上げられないが、保険サービス損益に対して大きな金額とはならない。

Q [資料 8 ページ](#)の保険獲得 CF の回収とは、どのような概念か。また、今後、営業費用の開示は IFRS 任意適用のもとでどのように開示されるのか。

(逆井) まず、[資料 21 ページ](#)のとおり、保険獲得 CF は資産計上されて、償却費用化されるものではない。保険獲得 CF は、その分 CSM から減じられて、将来の CSM の償却、収益が減少する性質となる。結果として、保険獲得 CF を資産化して費用化することと同じ効果になる。ここで、もし保険獲得 CF を米国会計基準のように資産化して費用化するとした場合、[資料 21 ページ](#)にある一番右側の CSM の償却の図はもっと大きくなり、一方で、繰延新契約償却が米国会計基準と同じように費用として出てくることになると思う。

[資料 8 ページ](#)に戻り、今申し上げた保険獲得 CF を仮に資産化した場合の CSM 償却が、項目 4(CSM 償却)と項目 5(保険獲得 CF の回収)を足した数字であり、保険獲得 CF だけの償却が項目 8(保険獲得 CF の償却)の数字という見方ができる。この見せ方により、保険獲得 CF の償却がどのくらいあるのかが、PL の中で確認できるというメリットもあり、その点にこのような PL 構造になっている意味合いがあるのではないかと考える。

営業費用の開示については、新契約 CSM の注記開示の中で保険獲得 CF の金額は開示されるが、営業費用の開示を今後も継続するかは別途検討をしていきたい。

Q 日本基準と IFRS の財務諸表の差異分析を開示する予定はあるか。

(逆井) 今のところは具体的な考えはないが、大きな金額の差になってくるため、保険負債を中心として、一定の説明は必要と考えている。

Q [資料 12 ページ](#)のリスク調整 320 億円はどのような計算を行った結果か。

(逆井) 当社の IFRS では、リスク調整を資本コスト法により計算している。ここで対象とするのは保険サービスに直接関連するリスクで、オペレーショナルリスク等が入っていないものの、基本的には EV のヘッジ不能リスクと類似のリスクを勘案し、それに資本コスト率を乗じて割り引いたものをリスク調整として算出している。

Q [資料 8 ページ](#)の IFRS の保険獲得 CF の償却が 2021 年度で 27 億円となっている。2021 年度の日本基準の事業費は全体で約 120 億円であったが、その差分の約 100 億円が、結果的には繰り延べた効果という理解でよいか。または、差分の一部は、項目 7 の実績保険金等にも含まれているか。

(逆井) 保険獲得 CF の償却 27 億円は、累積された保険獲得 CF からの単年度の償却金額であるため、日本基準の事業費全体の約 120 億円の内訳ではない。
保険獲得 CF 以外の維持費については、項目 7 の実績保険金等に含まれる。項目 2 の予想保険金と項目 7 の実績保険金等には、その維持費の予想と実績が含まれていることにご留意いただきたい。

Q IFRS の利益はノンキャッシュの意味合いが強いと思うが、将来の配当関連をどのように考えているか。単純に IFRS の利益に配当性向をかけるのか、何らかのキャッシュベースで考えるか。

(森) まず、当社は当面、剰余金の配当を予定していないという方針に対し、今回の会計基準の変更はなんら影響を与えるものではない。当社のキャッシュフローは従来からポジティブであり、キャッシュの流れと従来の日本基準の会計のマイナスには正負逆の方向でもあった。一方、IFRS の利益とキャッシュフローはいずれも正の数字になるが、数字自体は必ずしも一致するものではない。今後、キャッシュベースは更に累積していくと考えられるものの、決算説明会でもご説明のとおり、資本規制と剰余金の配当は、IFRS の任意適用後も、法定会計基準(日本基準)に準拠することとなっている。そのため、IFRS ベースの利益剰余金の計上をもってただちに配当可能とはならない。法定会計基準での利益剰余金はマイナスであり、現時点においては 2020 年代後半の単年度損益の黒字化を見込んでいる。配当可能時期に関しては、最速でも黒字化してから数年先になると考えている。

Q IFRS 上は、資本がかなり積み上がることで ROE が低く見えてしまうのではないかと考える。株主から配当を要請された場合は、同じ説明(上記回答)をするのか。

(森) 基本的にはそのとおりである。まず、規制上、できること、できないことという点と、成長投資等を踏まえた当社の意志という点の 2 つの観点で説明することになると考えている。

Q 2023 年度第 1 四半期の開示はどの会計基準で行う予定か。

(逆井) 日本基準は今後も毎四半期開示することになる。2023 年度第 1 四半期からの IFRS の任意開示については、リアルタイムで 2 つの会計基準の決算を行う体制が整うかどうかについて十分検証を行いながら、今後判断していくことになる。その点も含めて、今年度中の社内決裁を目指したい。

Q リスク調整は、資本コスト法により計算しているとの説明であったが、資本コスト率は何パーセントを使うのか。また、2022 年 3 月末の EV のヘッジ不能リスクに係る費用は 244 億円であったが、その税引前の金額が IFRS のリスク調整 320 億円に類似するのか。

(逆井) EV 上も非開示としており、資本コスト法の資本コスト率に関しては、回答は控えさせていただく。ヘッジ不能リスクとリスク調整では、税効果の違いが大きいですが、先ほどご説明のとおり、オペレーショナルリスクの違いなどもあるため、必ずしも対象が同じではないことにご留意いただきたい。

Q 資本コスト率は今後も非開示とするのか。今後、経済価値ベースのソルベンシー規制(資本規制)が導入されると、その算出に使用する資本コスト率との関連性を説明することになるのではないか。

(逆井) 資本コスト率の詳細については、経済価値ベースのソルベンシー規制の動向を含めた今後の状況により、開示を検討していきたい。

Q IFRS の PL で、予想保険金等や実績保険金等に含まれる保険金や事業費の内訳、投資収益の純額のうちグロスの収益とグロスの費用等、内訳の詳細をどの程度開示する予定か。

(逆井) 注記事項として一定程度の詳細は開示することになる。ただし、予想保険金等や実績保険金等の中の保険金や事業費への内訳や投資収益の純額のうちグロスの収益とグロスの費用については、注記事項の中でその詳細までは求められてはいない。注記事項を超える内容の開示は、今後、会社の判断として検討していきたい。

<追加の質疑応答の概要>

第3回 IFRS 勉強会後に、当該勉強会の説明に関連して追加のご質問をいただきましたので、あわせて掲載します。

Q 保険獲得 CF の回収と償却が同額なのはなぜか。なぜこのような会計処理がなされるのか。

(逆井) 「IFRS の収益は保険料そのものではない」とご説明したが、保険料はお客さまからの対価であり、収益の源泉ではある。IFRS では保険料を適切に期間配分することにより、収益を実現させている。[資料 14 ページ](#)の例示でいえば、(2)の左側の契約時の保険料収入現価は、右側の項目の源泉になっており、保険期間にわたって、予想保険金:毎年 60、保険獲得 CF の回収:毎年 10、リスク調整リリース:毎年 10、CSM 償却:毎年 20 で収益が計上され、10 年間トータルでは、保険料収入現価の 1,000 に一致することになる。つまり、保険料がこれら 4 項目に配分されて収益認識されることになる。

顧客対価を期間配分して収益計上することは、一般的な収益認識基準である IFRS15 号の基本であるが、IFRS17 号においても、保険獲得 CF の回収と償却の両建て計上を行うことで、収益の合計を顧客対価の保険料に一致させるとともに、保険獲得 CF の償却が単年度でいくらになるのかという情報を PL 上で示すという考え方に基づいていると推察できる。ただし、保険契約に解約返戻金などの投資要素があった場合、その分は収益とは扱わず、預り金的な性質で扱われる点に留意は必要である。

以上